

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、京都府における一般競争入札に準じて行う。

平成26年7月8日

公益財団法人京都府学校給食会
理事長 高熊秀臣

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
フーリエ変換赤外分光光度計 一式
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成26年9月5日（金）
- (4) 納入場所
公益財団法人京都府学校給食会 1階 検査室
京都市伏見区今町658番地

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒612-8061 京都市伏見区今町658番地
公益財団法人京都府学校給食会総務課
電話番号 075-623-4700
- (2) 入札説明書の交付等
 - ア 交付期間
平成26年7月8日（火）から平成26年7月17日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 - イ 入手方法
 - (ア) 原則として、アの期間に、当給食会ホームページからダウンロードすること。
 - (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員等でない者
- (3) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される平成26年度における物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（平成26年京都府告示第21号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「医療用機械器具」又は「計測・理化学機械器具」に登録されているものであること。

- (4) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (5) 1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができる者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間
2の(2)のアに同じ。
- (2) 提出場所
2の(1)に同じ。
- (3) 提出方法
(1)の期間内に、(2)の場所に持参又は郵送（(1)の期限内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）すること。
- (4) 確認通知
入札参加資格の確認については、別途通知する。
- (5) その他
申請書等の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年7月25日（金）午後1時30分

イ 場所

公益財団法人京都府学校給食会 2階 大会議室

- (2) 入札の方法

入札書は持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

- (3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「フーリエ変換赤外分光光度計 一式」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 申請書等を提出しなかった者の入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者の入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

- カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札
 - キ 4に掲げる確認の後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札
 - ク 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者の入札
 - ケ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札
 - コ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者の入札
 - (5) 落札者の決定方法
 - 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - また、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
 - 落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
 - (6) 契約の手續において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨に限る。
 - (7) 契約書作成の要否
 - 要する。
- 6 入札保証金
免除する。
- 7 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。
- 8 契約保証金
免除する。
- 9 その他
1から8までに定めるもののほか、詳細は、入札説明書による。